



税の確定申告が始まります!

町県民税

申告が必要な方

今年1月1日現在、町内に住所を有し、昨年中に次の項目に該当する方は、3月15日(水)までに申告をしなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした方は除きます。

- ▼ 営業・農業等事業を営んでいる方
- ▼ 日雇・大工・パート収入のあった方
- ▼ 地代や家賃、配当などの収入があった方
- ▼ 給与所得者で、主たる給与以外の所得が20万円以下の方
- ▼ 厚生年金や国民年金などから年金を受給している方

申告した所得は

- 申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。
- ① 児童手当や老人医療を受けるとき
 - ② 老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
 - ③ 保育所の入所申請をするとき
 - ④ 奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
 - ⑤ 公営住宅を申し込むとき
 - ⑥ 金融機関などから融資などを受けるとき

申告は集会所でも

各地区の公民館又は集会所でも申告相談を2ページの別表の日程で行います。

所得税

所得税は、平成17年中に生じた所得とこれに対する税額を、納税者自らが計算し、納税するという自主申告納税制度を採用しています。正しく早めに申告と納税を行ってください。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

申告が必要な方

- ▼ 平成17年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- ▼ 1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ▼ 給与の支払を2か所以上から受けている方
- ▼ 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を持った方などで、平成17年中の所得金額の合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

所得税が還付される場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の要件に該当する場合、確定申告により源泉徴収された所得税が還付されます。この還付を受けるための申告は、申告期間前でも税務署で

受付けをしていますので、早めに申告書を税務署に提出してください。

また、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

- ▼ 住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる場合
- ▼ 年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合
- ▼ 雑損控除や医療費控除を受ける場合
- ▼ 予定納税をしている方で休業や減益のため所得が減少し、本来納めるべき所得税を超えて納税している場合

所得税申告書作成無料相談

(四国税理士会松山支部)

- ◆日時 2月7日(火)～9日(木) 9時～17時(途中1時間昼休み)
- ◆場所 松前町役場 2階大会議室
(確定申告期間中は、混雑が予想されますので、ぜひ、この無料相談をご利用ください。)
- ◆対象者 給与所得者・年金に係る雑所得者(住宅借入金等特別控除適用者は除く)。なお、法人の代表者等でその法人に關与税理士がいる場合は対象外です。
- ◆申告に必要な書類
 - 税務署から送付された申告書(お持ちの方)
 - 所得の計算に必要な書類(源泉徴収票など)
 - 医療費の領収書(領収書の集計はご自分で)
 - 控除証明書(生命・損害保険料控除の対象の方)
 - 社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」(国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける方)
 - その他の所得控除を受けられる方は控除額を証明するものなどの必要書類
 - 印鑑(認印で可)、筆記用具、電卓など
 - 還付金の預金口座(本人名義)の番号

問い合わせ 四国税理士会松山支部 ☎945-5761 ☎921-6371

申告会場(役場庁舎)

